

有料職業紹介業務の運営に関する規程

株式会社ヘリオス 本社

第1. 求人

- (1) 当社は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- (2) 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社され、所定の求人票、或いは独自で作成いただきました求人票の明示によりお申し込みください。直接来社できない場合は、郵便、電話、または電子メールでお申し込みください。
- (3) 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- (4) 求人受付の際には、受付手数料は一切申し受けません。

第2. 求職

- (1) 当社は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- (2) 求職の申込みは、求職者が直接来社または郵便、電話、または電子メールで、所定の求職票によりお申し込みください。
- (3) 求職受付の際には、受付手数料は一切申し受けません。

第3. 紹介

- (1) 求職者には、職業安定法第2条にも規程される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望に適合する求職者を紹介できるよう責任をもって努めます。
- (2) 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- (3) 求職者を求人者に紹介する場合には、所定の推薦状にて紹介手続きを行います。
- (4) 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- (5) 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4. その他

- (1) 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- (2) 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をお願いします。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったとき、及び雇用関係が終了したときにも同様に報告をお願いします。
- (3) 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。
- (4) 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しません。
- (5) 当社の取扱職種の範囲等は、日本国内における全職種です。ただし、若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの、学校卒業見込み者等であることを条件とした求人は、取り扱いません。

以上

令和8年2月16日

株式会社ヘリオス

代表取締役 香川 等

個人情報適正管理規程

- 第1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介事業の担当の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
- 第2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

以上

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35% (または 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35% (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【紹介手数料の返戻金制度】

弊社は求職者が自主退職により採用日から短期離職した場合における紹介手数料の返戻金制度を設けておりません。

許可番号 27-ユ-302311

事業所の名称及び所在地 株式会社ヘリオス

〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町三丁目6番4号 大拓ビル 20 7F